

**医療法人東樹会 あずまりハビリテーション病院  
指定通所（介護予防通所）リハビリテーション【重要事項】**

**1 事業の目的及び運営の方針**

事業の目的	通所リハビリテーションは、介護を必要とする高齢者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を送ることができるよう、生活機能の維持、向上を目指し、理学療法士や作業療法士等によるリハビリテーションを提供することを目的とした事業です。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者さまの尊厳を守ります。</li> <li>・質の高いチーム医療・介護を実践します。</li> <li>・知識・技術の向上に努めます。</li> <li>・地域と社会に貢献します。</li> <li>・全職員が誇りをもって働く職場づくりを実践します。</li> </ul>

**2 従業者の職種、員数及び職務の内容**

従業者の職種	員数	職務内容
管理者（医師）	1名以上	医学的管理
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2名以上	リハビリテーション

**3 営業日及び営業用時間**

営業日	月曜日から金曜日（12月29日から1月3日までを除く）			
営業時間	午前9時00分～午後5時30分			
サービス提供時間	1 単位目…9時10分から10時30分	2 単位目…10時40分から12時00分	3 単位目…13時10分から14時30分	4 単位目…14時40分から16時00分

**4 利用定員**

利用定員	10名
------	-----

**5 通所リハビリテーションの内容**

**介護保険給付サービス**

種類	内容
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイタルチェックを行い、健康管理に努めます。</li> <li>・また、緊急等必要な場合には主治医又は協力医療機関等に引継ぎます。</li> </ul>
リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリテーション実施計画書を作成し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による個別リハビリテーションを提供します。</li> </ul>

## 6 利用料

### (1) 介護給付サービス

区 分	利 用 料	摘 要
①通所リハビリテーション費 【1時間以上2時間未満】 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	400 円/日 431 円/日 465 円/日 496 円/日 532 円/日	・基本サービス費用
②短期集中個別リハビリテーション実施加算	120 円/日	・退院（所）又は認定日より3か月以内に個別リハビリを集中的に実施した場合の加算
③リハビリテーションマネジメント加算口	同意日から6月以内 643 円/月  同意日から6月超 296 円/月  293 円/月	・リハビリテーションマネジメントを行う場合の加算  ・通所リハビリテーション計画について医師が利用者等に説明し、同意を得た場合の加算
④口腔機能向上加算(Ⅱ)	174 円/日	・言語聴覚士による口腔機能向上を目的としたリハビリテーションを行った場合
⑤理学療法士等体制強化加算	33 円/日	・専従の理学療法士等を2名以上配置している場合の加算
⑥送迎を行わない場合の減算	-51 円/片道	
⑦サービス提供体制加算	7 円/日	・勤続年数7年以上の職員割合が3割以上の場合の加算
⑧科学的介護推進体制加算	44 円/月	・必要な情報を厚生労働省に提出している場合
⑨退院時共同指導加算	650 円/回	・入院中の病院と共同で指導を行った場合

### (2) 予防給付サービス

区 分	利 用 料	摘 要
①介護予防通所リハビリテーション費 要支援1 要支援2	2,457 円/月 4,579 円/月	・基本サービス費用
②口腔機能向上実施加算(Ⅱ)	174 円/月	・言語聴覚士による口腔機能向上を目的としたリハビリを行った場合
③科学的介護推進体制加算	4/月	・必要な情報を厚生労働省に提出している場合

④退院時共同指導加算	650 円/回	・入院中の病院と共同で指導を行った場合
⑤サービス提供体制加算 要支援 1 要支援 2	25 円/月 51 円/月	・勤続年数 7 年以上の職員割合が 3 割以上の場合の加算
(注 1) 上記は法定代理受領の場合で、介護報酬告示上の額の 1 割(利用者負担)の金額です。 金額を合算した場合、国で定められた利用者 1 割負担額の算出方式により円単位の誤差が生じる場合がありますのであらかじめご了承ください。法定代理受領でない場合は介護報酬告示上の額をご請求いたします。		
(注 2) <u>一定以上の所得がある方は利用者負担が 2 割または 3 割の負担となります。「負担割合証」をご確認ください。</u>		
(注 3) <u>1 か月に支払った介護給付サービスの利用者負担の合計額が、一定の上限を超えたときは、超えた分が市町村から払い戻されます。(高額介護サービス費・高額介護予防サービス費)</u>		

## 7 通常の事業の実施地域

通常の実施地域	名古屋市港区東部地域（小学校区：稻永、大手、港楽、成章、東海、中川、西築地区跡、東築地）
---------	--

## 8 サービス利用に当たっての留意事項

事故発生時の対応	・サービス提供等により事故が発生した場合は利用者さまに対し、必要な措置を講じます。事業所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は他の医療機関での診療を依頼します。 ・ご家族に速やかに連絡するとともに必要に応じ行政機関に対しても連絡を行います。
設備・器具の利用	・事業所内の設備や備品は本来の用法にしたがって大切にご使用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	・通所リビリテーションご利用中の飲酒・喫煙はお断りしております。
迷惑行為等	・騒音等他の利用者さまの迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の持ち込み・管理	・サービス利用時に必要な最小限とし、利用者さま及びご家族の責において管理してください。
現金等の管理	・原則として、利用者さま及びご家族の責において管理してください。
宗教活動・政治活動	・事業所内で他の利用者さまに対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
第三者評価の有無	・無
利用のキャンセル	・ご利用をキャンセルされる場合には、あらかじめお電話でご連絡ください。

## 9 介護・診療情報の提供および個人情報の保護に関する留意事項

介護・診療情報の提供	・ご自身の症状やケアについて質問や不安がある場合は、担当職員に質問し、説明を受けてください。特別な手続きは必要ありません。
介護・診療情報の開示	・ご自身の利用記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、「1 階事務室」に開示をお申出ください。開示・謄写には必要な実費を頂きますので、ご了承ください。

個人情報の内容訂正・利用停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報をいいます。</li> <li>当施設が保有する個人情報(介護・診療記録等)が事実と異なるとお考えになる場合は内容の訂正・利用停止を求めるすることができます。個人情報保護相談窓口にお申出ください。</li> </ul>
個人情報の利用目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。</li> <li>サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携のために、個人情報を利用することがあります。</li> <li>また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。</li> <li>当院は医療専門職等の研修施設に指定されており研修養成の目的で医療専門職等の学生等が診療、看護、介護などに同席する場合があります。</li> </ul>
ご希望の確認と変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話あるいは面会者からの、利用の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申出ください。</li> <li>一度出されたご希望をいつでも変更することが可能です。</li> </ul>
相談窓口	<p>ご質問やご相談は、以下の個人情報保護相談窓口をご利用ください。 個人情報保護相談窓口 1階 事務室 医療相談員</p>

## 10 非常災害時対策

非常時の対応	別途定める「あずまりハビリテーション病院消防計画」により対応を行います。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>年2回避難訓練を実施</li> <li>「水防法」に基づく避難訓練を年1回実施</li> </ul>		
設備名称		
スプリンクラー		防火扉・シャッター
避難階段		屋内消火栓
自動火災報知機		非常通報装置
誘導灯		漏電火災報知機
避難器具		非常用電源
カーテン・カーペット等は防煙性		

## 11 虐待防止のための措置に関する事項

- 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 虐待防止の指針を整備します。
- 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- 上記を適切に実施するための担当者を置きます。

12 苦情申立窓口

あづまリハビリテーション病院 ご利用相談窓口	窓口担当者 1階事務室 医療相談員 ご利用時間 午前9時00分から午後5時30分 TEL 052-653-1112
名古屋市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	TEL 052-959-2592
愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課	TEL 052-971-4165